

### 平成28年度の介護保険料が決定しました 問 高齢者支援課☎内線2687

#### ◆介護保険料の決定通知書または納入通知書を7月8日(金)に発送します

##### ◇特別徴収または口座振替の方には決定通知書が届きます

公的年金を年額18万円以上受給している方は、偶数月に支払われる年金から介護保険料を差し引きます(特別徴収)。特別徴収に該当しない方で口座振替を申し込んだ方は、年度8回の各納期限に振り替えます。

##### ◇納付書で納める方(普通徴収)には納入通知書が届きます

年度8回の各納期限までに、金融機関やコンビニエンスストアなどで同封の納付書で納付してください。年度途中で新規に資格を取得した方(65歳になった方や転入者)は月割りで計算します。

#### ◆低所得の方を対象にした介護保険料の個別軽減制度

①65歳以上で、4月1日時点で次の全ての要件に該当する方。①介護保険料の所得段階が第1～3段階(生活保護受給者、特別養護老人ホームなどの入所者を除く)、②27年中の収入金額が、第1段階の方は80万円以下、第2・3段階の方は160万円以下(各段階とも世帯員が1人増すごとに60万円を加算した金額)で、家族の援助を受けても納付が困難な方(収入には遺族年金などの非課税所得や仕送りを含む)、③自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない、④預貯金などの資産が200万円以下(2人以上の世帯は400万円以下)、⑤住民税課税者による扶養を受けていない

##### ◇軽減の内容 第1段階の方=第1段階の半額、第2・3段階の方=第1段階と同額

⑦7月11日(月)～22日(金)に①28年度介護保険料の決定通知書または納入通知書、②年金振込通知書など27年中の本人と世帯全員の収入が確認できる書類、③本人と世帯全員の預貯金通帳などで27年1月から直近の内容が確認できるもの、④認印を同課(市役所1階11番窓口)へ

※自宅の買い替えや災害など、特別な事情により納付が困難な方は、減免が受けられる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

平成28年度

### 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料のお知らせ

#### ◆国民健康保険税の納税通知書を7月13日(水)に発送します 問 保険課☎内線2382

課税限度額・所得割税率・均等割額の引き上げと、保険税軽減対象世帯の拡充を行いました。くわしくは同封のパンフレットをご確認ください。

#### ◆後期高齢者医療保険料の決定通知書を7月15日(金)に発送します 問 保険課☎内線2384

所得割率・均等割額などが改定されています。くわしくは同封のパンフレットをご確認ください。

※普通徴収の納期限は7月～29年2月の原則各月末、特別徴収は公的年金の支給月です。普通徴収と特別徴収が切り替わる場合がありますのでご確認ください。普通徴収に切り替わった方で口座振替の手続きをしていない場合は、納付書による納付が必要です。

◇年金からの引き落としを口座振替に変更できます 一定の条件があります。くわしくはお問い合わせください。

⑧振替を希望する口座の内容が分かるものと届出印、保険証を納税課(市役所2階24番窓口)へ

※10月の年金引き落とし分から変更したい方は、7月29日(金)までに申請してください。

問 同課☎内線2417

### 介護保険負担限度額認定の更新手続きについて

認定証の有効期間は7月31日(日)です。現在、認定証をお持ちの方には、6月下旬に更新案内をお送りしていますので、7月15日(金)までに更新手続きをしてください。

⑨住民税非課税世帯で、預貯金などの合計が1,000万円以下(配偶者がいる方は夫婦合計2,000万円以下)の方 ⑩必要書類を直接または郵送で〒181-8555高齢者支援課(市役所1階11番窓口)へ 問 同課☎内線2685

### 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請期限は7月31日(日)(消印有効)です

問 三鷹市高齢者向け給付金コールセンター☎44-3102(平日午前9時～午後5時)

支給対象となる可能性のある方には、申請書を世帯主宛てに送付しています。支給要件を確認のうえ、期限内に提出してください。

◆支給額 対象者1人につき30,000円(1回限り。申請から支給までは1カ月程度)

◆支給対象者 平成27年1月1日(基準日)時点で三鷹市に住民登録がある方で、次の①～④の全てに該当する方。①29年3月31日時点で65歳以上の方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)、②27年度の住民税(均等割)が課税されていない方、③27年度の住民税(均等割)課税者に扶養されていない方、④生活保護などを受給していない方

※事業専従者や配偶者特別控除を受けている配偶者は対象外です。

### 8月は国民健康保険限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の更新月です 問 保険課☎内線2387

認定証の有効期限は7月31日(日)です。現在、認定証をお持ちの方には、7月中旬に更新案内を送付しますので、8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に更新手続きをしてください。

⑪保険証、世帯主と本人のマイナンバーを確認できる書類、申請者の顔写真付き本人確認書類(別世帯の場合は委任状も)、住民税非課税世帯で過去1年以内に90日以上入院している方は入院期間が確認できる書類を同課(市役所1階9番窓口)または市政窓口へ

#### 平成28年度竣工予定



市では、持続可能な都市(サステナブル都市)の実現に向けた取り組みを推進しています。今号では、新施設における環境に配慮した取り組みを紹介します。

問 都市再生推進本部事務局、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設準備室☎内線2054

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園(災害時には一時避難場所として機能)とその下部には総合スポーツセンターを、そして老朽化し耐震性に課題のある公共施設を集約し、防災センター機能を加えた施設である元気創造プラザを一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。竣工(しゅんこう)は平成28年度末を予定しています。

なお、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど、財政負担の軽減を図りながら事業を推進していきます。



※総合スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

#### 屋上緑化



#### 日射負荷を低減



#### バルコニー緑化

新施設は、地球温暖化防止の観点から、施設の整備や運営において省エネルギー・省資源化を図ります。新施設西側に隣接する可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」から、ごみ処理過程で発生する熱エネルギーを利用して発電した電力と発電後に生じる低温水の熱源供給を受け、再生可能エネルギーの有効活用を進めます。また、外壁や窓の断熱化、屋上・壁面・バルコニーの緑化のほか、西日の日射負荷を低減する設備(※1)を設けるなど、施設への熱負荷を下げることで適正な温度設定による空調機器の運用を行います。このほか、BEMS(※2)の導入により、エネルギー需要を最適に管理します。

さらに、LED照明の設置やベンチなどへの再利用材の活用のほか、屋上の雨水やプール排水を再生処理しトイレや散水に利用するなど、環境への配慮とともに光熱水費の削減を図ります。

#### ※1 日射負荷を低減する設備

遮熱効果がある設備をバルコニーに設置することで、採光は確保しながら日射負荷の低減を図り、室内の過度の温度上昇を抑制できます。これにより空調機器が効率的に運用され、ランニングコストの削減につながります。

#### ※2 BEMS(ベムス)

「ビル・エネルギー・マネジメント・システム」の略語で、情報技術を活用して建物のエネルギーを管理するシステムです。エネルギー使用状況の把握やピーク予測などにより、空調や照明などのエネルギー使用機器を制御し、施設の節電・省エネルギーやランニングコストの削減を実現します。

